健　康　診　断　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 性別 | 男 ・ 女 |
| 生年月日 | （西暦）　　　　年　　　月　　　日 | 年齢 |  |
| 上記の者について、次のとおり診断します。精神機能の障害□なし　　　　　　　　　□あり※「あり」に該当する場合には、①病名、②現に受けている治療の内容及び ③治療を受けている状態であれば、通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか否か、また、今後障害の程度が軽減すると見込まれるか否か、を記載すること。* 詳細については、別紙も可。
 |
| 診断年月日１ | 　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 医療機関２ | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 連絡先（TEL） |  |
| 医 師３　氏 名 | ㊞ |

１　３ヶ月以内に発行されたもの。

２　歯科を除き、どの診療科目でも結構です。

３　医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者

裏面もご確認ください。

健康診断書の作成に当たっては、通訳案内士法に規定する業務内容等に十分留意すること。

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）

第三節 全国通訳案内士の登録

（登録）

第十八条 全国通訳案内士となる資格を有する者が全国通訳案内士となるに

は、全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で

定める事項の登録を受けなければならない。

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるとこ

ろにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

２ 前項の登録申請書には、全国通訳案内士となる資格を有することを証する

書類を添付しなければならない。

（登録の拒否）

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者

（以下「申請者」という。）が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心

身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として

国土交通省令で定めるものに該当すると認めたときは、その登録を拒否しな

ければならない。

２ （略）

※国土交通省令で定めるもの

○通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）

第十七条 法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。